

亀岡市地域包括支援センター
運営方針
(第9期 令和8年度 版)

【参考】

令和8年4月
亀岡市

目 次

1	運営方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
2	運営方針運用期間	
3	地域包括支援センター設置の目的	
4	設置主体	
5	組織・運営体制	
6	基本的な運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
7	第9期計画で重点的に取り組む事項・・・・・・・・	5 ページ
8	包括センターの行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
9	業務方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ
* その他		

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の4第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念を明確にし、併せ第9期亀岡市介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで：以下「第9期計画」という。）で示す目標の実現のため、亀岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ策定します。

2 運営方針運用期間

本運営方針の運用期間は、第9期計画の内、下記期間とします。
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、法第115条の46第1号に示す「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助」、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進の包括的な支援」並びに地域包括ケアシステムの構築を目的として設置します。

4 設置主体

設置主体である亀岡市は、地域包括支援センターの事業運営に適切に関与します。

5 組織・運営体制

（日常生活圏域図）

（1）亀岡市地域包括支援センターの配置圏域

住民が日常生活を営んでいる地域を地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、7つの日常生活圏域に7つの亀岡市地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を配置します。

また、今後より多様化、複雑化するニーズに対応するため、センターを統括する基幹型センターについて第9期亀岡市介護保険事業計画期間中に設置準備を行います。



(日常生活圏域及び包括センターと名称)

圏域名	高齢者人口 (R8.1.1 現在)	町名・地区名	包括名称
亀岡	5,704 人	亀岡地区	亀岡地域包括支援センター
南部	2,109 人	東別院・西別院・曾我部	南部地域包括支援センター
中部	5,504 人	吉川・蔦田野・大井・千代川	中部地域包括支援センター
西部	2,127 人	本梅・畑野・宮前・東本梅	西部地域包括支援センター
川東	2,341 人	馬路・旭・千歳・河原林・保津	川東地域包括支援センター
篠	5,379 人	篠	篠地域包括支援センター
つつじヶ丘	4,154 人	東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	つつじヶ丘地域包括支援センター

(2) 包括センターの人員配置

「亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」に基づき、下表の人員配置基準のとおりに人員を配置します。

(人員配置基準)

職種		第一号被保険者数 3,000人以上	第一号被保険者数 3,000人未満
専門 職種	主任介護支援専門員等	常勤専従1人	1.5人 ※社会福祉士等・主任介護支援専門員等を合わせて常勤換算1.5人以上
	社会福祉士等	常勤専従1人	
	保健師等	常勤専従1人	常勤専従1人
機能強化職員 (上記専門職種もしくは介護支援専門員)		常勤換算1人	常勤換算1人
備考		全4人配置	全3.5人配置

※3職種の配置を目指し、それぞれに準ずる者を配置している場合はその解消に努める。

6 基本的な運営方針

(1) 包括センター職員の行動指針

包括センター職員は、常に自己研鑽に努めることで、人権と尊厳を保持し、対象者に対し常に適切な社会保障を行います。

(2) 地域包括ケアシステムの深化

亀岡市では、第9期計画において、「住んでよかった亀岡、高齢になっても楽しい亀岡」を基本理念とし、高齢者一人ひとりが、生きがいや役割を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちを目指しています。また、このようなまちに住む高齢者の多くが「自分は健康である（主観的健康感）」と感じることを目指しています。

今後より一層の高齢化と生産年齢人口の減少が見込まれる令和22（2040）年を見据えて、高齢者施策の実施と、中長期的な地域ごとの人口動態や、個人が抱える複合的かつ複雑な市民ニーズに応えることができるよう、包括的な支援体制をより強固にすることが求められています。このような背景から、包括センターは、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組みます。

(3) 運営における基本となる視点

ア 「規範的統合」の視点

包括センターは、亀岡市における地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、多様な価値観や文化などを共有することができる土壌づくりに取り組みます。

イ 「協働性」の視点

包括センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、業務の基本的な理念・方針を理解した上で、常に相互に情報を共有・協議し、「ワンチーム」として業務を行います。

また、地域の保健、医療、福祉の専門職やボランティア、NPO、民生児童委員等の関係者との連携・協働の支援体制を構築します。

ウ 「地域性」の視点

包括センターは、地域のサービス提供体制を支える中核として、各地域の特性や実情をふまえ柔軟に事業運営を行います。

また、地域ケア会議等を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱え

る課題を把握し、センターとして地域における関係機関とともに積極的に取り組みます。

エ 「公益性」の視点

包括センターの運営費用は、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分に認識し、公正で中立な事業運営を行います。

7 第9期計画で重点的に取り組む事項

(1) 総合相談支援の充実

包括センターが市民にとってより身近な相談窓口となるために、地域のサロンや行事等に積極的に参加するなど様々な媒体を通じての広報を行い、誰もが困った時に相談できる場所として世代を越えて周知を図ります。併せて、包括センター以外の場所でも相談を受け付けることができる仕組みを作ります。

また、相談者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止め、「地域包括支援センター運営マニュアル」※1の「総合相談のプロセス」に基づき、支援を行います。支援については、適切な関係機関と連携を図りながら行います。

※1 一般社団法人 長寿社会開発センター発行

○評価指標

指標	目標
包括センターの出張相談※2実施回数	1 包括センター年6回以上

※2 出張相談は、包括センターの所在地以外で行う相談（店舗等で行う出張相談、サロンや地域行事で相談窓口を設置して行う相談など）を表す。

(2) 地域課題の把握と連携の強化

総合相談、地域情報、関係機関からの情報提供、地域ケア推進会議の開催、生活支援コーディネーターとの情報交流等を通じて、地域課題を把握し、地域ネットワークの構築を進めます。

また、明らかになった地域課題については、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービスのほか、民間企業、協同組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体等といった地域における関係機関と連携し、検討を行います。

○評価指標

指標	目標
高齢者生活状況調査件数	7 包括センター年間30件以上
生活支援コーディネーターとの連携回数	1 包括センター年1回以上
地域ケア推進会議の開催	1 包括センター年1回以上

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域住民等によるインフォーマルな活動と介護保険等の公的なサービスの連携、医療と介護の連携により、高齢者が住み慣れた地域の中で、本人の希望と選択に基づいて必要なサービス・支援が受けられる体制を構築します。

また、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーやこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野とのネットワーク構築を目指します。

○評価指標

指標	目標
地域ケア個別会議の開催	年7回以上
他分野の支援者が参加する研修への参加	1 包括センター年2回

8 包括センターの行う業務

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築

介護サービス事業者、医療機関、民生児童委員、ボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

また、複合的な課題を抱えたケースに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野とのネットワーク構築を目指します。

イ 実態把握

様々な関係機関との連携、高齢者世帯への戸別訪問（高齢者生活状況調査への協力）、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。

ウ 総合相談支援

「7 第9期計画で重点的に取り組む事項 (1) 総合相談支援の充実」に記載している内容で実施します。

エ 相談事例の報告

相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月市に報告します。

また、包括センターにおいて受けた相談事例の終結については、市と協議の上、定めた「相談事例の終結条件」を基に、適切な進捗管理を行います。

(2) 権利擁護業務

権利擁護とは、

介護保険法第1条（目的）に掲げられる個人の尊厳や基本的人権をはじめとする個人の権利を守る取組。また、権利が侵害されている場合には速やかに権利が回復されるよう擁護すること。権利擁護業務は本人の主体的な権利行使に向けた支援といえます。個人の権利が他者から侵害されることを未然に防ぎ、年齢や障害の有無等にかかわらず尊厳と人権が尊重され、高齢者が安心した生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の主体的な権利行使に向けた支援を指します。

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待に対しては予防的取組として、啓発活動を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

包括センターは、市の発行する亀岡市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図ります。また、被虐待者及び養護者を支援します。

ウ 人権侵害事象への対応

包括センターは、人権侵害事象の発見、相談への対応を行います。

また、前記事象があった場合、亀岡市へ報告を行うと共に、当該事象の解消に向けて市と連携し取り組むこととします。

エ 成年後見制度の利用支援

包括センターは、成年後見制度の利用を求める者又は必要とする者の相談等に関係機関や団体の紹介や亀岡市成年後見制度中核機関と適宜連携し、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行います。

オ 消費者被害への相談支援

包括センターは、消費者被害から高齢者を守るため、民生委員児童委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報を収集し、その共有に努めます。

また、高齢者自身に消費者被害の内容について理解を深めてもらうと同時に、消費者センター等の相談窓口の紹介を行い、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

(ア) 生活支援体制整備事業の推進に当たり、各圏域におけるニーズや社会資源の把握及び課題の整理を、民生委員との定期的な懇談や高齢者訪問調査及び第1層及び第2層生活支援コーディネーター等との連携の中で実施します。

また、明らかになった地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、地域における関係者と検討を行います。

(イ) 地域における関係機関・関係者（介護保険事業所・医療機関・民生児童委員等）のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理を行い、相談内容に応じて速やかに連携を図ることができる体制を整えます。

イ 介護支援専門員への支援

包括センターの主任介護支援専門員は、依頼に応じて居宅介護事業所が設定する事例検討の場に参加し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが提供した事例について、重度化防止、自立に向けた支援計画になっているかを確認し、ケアマネジャーに必要な応じた指導を行います。

また、居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員に対し、事例検討会のコーディネートに係る助言を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防ニーズの把握

総合相談や介護予防ケアマネジメント、高齢者生活状況調査等を活用し、得られた情報から総合的に介護予防ニーズの実態を把握し、地域課題の分析を行います。

イ 介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、要支援者の重度化防止と自立支援に向けたケアマネジメントを行い、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源の活用を支援します。

(5) 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決し、在宅生活を支えるために、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携・協力し、早期からの支援を行います。併せて、認知症相談事業等を行っている関係機関、関係団体や医療機関等との連携・協力体制を構築し、継続的な支援を行います。

また、キャラバンメイトの資格を有する包括センター職員を中心に、市内小学校での認知症サポーター養成講座をはじめ、積極的に地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。認知症サポーター養成講座を活用し、包括センターの活動や役割、市が進める認知症施策の広報を行います。

(6) 地域ケア会議の開催

包括センターの主任介護支援専門員が中心となり、個別のケースについて医療・介護・福祉の多職種がその専門性を活かし、ＩＣＦの概念に基づく事例検討を行い、適切なケアプランを検討する「地域ケア個別会議」を企画・開催します。

また、自治会、民生児童委員、ＮＰＯ、ボランティアなどが参加した「地域ケア推進会議」について、生活支援コーディネーターと協働し、センターごとに企画・開催します。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業への参画

本市で行っている、医療・介護・福祉連携推進会議においては、推進会議の求めに応じ必要な人材を会議に参加させることとします。

(8) 生活支援体制整備事業への参画

生活支援コーディネーターと協働し、住民主体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりの支援・推進に努めます。

- ア 包括センターにおいて把握した地域資源や地域課題等について、生活支援コーディネーターと情報共有を図ります。また、生活支援コーディネーターによって作成された「地域カルテ」等を活用し、地域住民への資源等の情報発信を行います。
- イ 生活支援体制整備事業における、各種関係機関が集う協議に積極的に参加することで、高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を行います。

(9) 介護サービス情報公表制度の利活用

包括センターは、地域住民が地域の相談窓口や生活のサービスを把握し活用出来るよう、その業務内容や独自の取組を積極的に発信します。

9 業務推進の方針

(1) 共通事項

ア 活動計画の策定と事業評価

(ア) 活動計画の策定

包括センターは、活動計画を下記手順で策定し、令和8年5月1日までに亀岡市へ提出します。

- a 包括センター職員全員参加による会議（以下：チーム会議という）の開催
- b 第9期計画、本年度「運営方針（本方針）」の読み込み
- c 包括センター活動計画の策定
- d 亀岡市へ活動計画の提出
- e 市は令和8年6月中にヒアリングを実施

(イ) 事業評価

a 上半期（4月から9月末日）評価方法

- (a) 10月初旬にチーム会議を実施、上半期（4月から9月30日まで）の活動について計画書に基づき自己点検を実施
- (b) 前期活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和8年10月23日）
- (c) 市は令和8年11月中にヒアリングを行い、包括センターは必要に応じ後期に向けた改善計画を策定・市に提出

b 年間業務（令和9年3月31日）評価方法

- (a) 令和9年4月下旬にチーム会議を実施、年間活動について計画書及び前期活動報告に基づき自己点検を実施
- (b) 年間活動報告書を作成し亀岡市に提出
（提出期限 令和9年5月6日）
- (c) 市は令和9年6月中に、翌年度活動計画と併せヒアリングを実施

イ 職員の資質の向上

(ア) 包括センターは、前年度末に市が提示した、亀岡市地域包括支援センター研修（福祉・地域ケア・人権に対する研修等を含む）に参加します。

(イ) 包括センター職員は、性、性的志向、性自認、年齢、出自、国籍、職業などによる差別や他者の権利を脅かすことがないよう行動します。

特に最近増加傾向のある外国人や刑務所を出所した人の支援、インターネットを通じた人権侵害など新たな人権課題についても理解を深めます。

また、自らも個人として尊重され、権利の主体であることを自覚し、それ

らに反する自らに関わる問題について気付き、必要な対応を行います。

(ウ) 管理者は、市が開催する月1度の管理者会議に出席し、包括センターの情報共有及び行政との意見交換を行います。また、包括センターでは管理者会議の後、包括センター会議を行い、包括センター全職員との情報共有を行います。

ウ 個人情報の保護

(ア) 個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例に基づきます。

(イ) 個人情報保護管理者を設置します。

(ウ) 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族の個人情報を守る為の配慮を行います。

エ 苦情対応

包括センターが苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告を行います。

*** その他**

一般財団法人 長寿社会開発センターの発行する「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に業務に取り組みます